

武田薬品工業株式会社湘南研究所の環境保全に関する連絡会議運営要領

この要領は、武田薬品工業株式会社湘南研究所（以下「研究所」という。）の環境保全に関する協定書に係る覚書第3条に基づく連絡会議の運営に関し、必要な事項を定める。

第1条 連絡会議は、研究所の運営に伴う環境保全に関する事項について、藤沢市及び武田薬品工業株式会社が、村岡地区自治町内会連合会を窓口として地域住民との交流や意見交換を通じて、相互理解を推進することを目的とする。

第2条 連絡会議の構成は次のとおりとする。

- (1) 村岡地区自治町内会連合会長並びに小塚町内会、小塚東町内会、高谷町内会、宮前町内会、渡内町内会、渡内北町内会及び渡内西町内会の各町内会長
- (2) 藤沢市（保健所生活衛生部門、土木部土木維持部門、環境部環境保全部門及びその他関係する部門の職員）
- (3) 研究所（環境保全・行政地域等関係部門）

第3条 連絡会議の開催は次のとおりとする。

- (1) 定例的な会議は、年1回開催する。
- (2) 連絡会議を構成する者から要請があった場合は、前号に係わらず随時開催できるものとする。

第4条 連絡会議は、次の項目について意見交換を行う。

- (1) 研究所からの報告及び連絡に関する事
- (2) 第2条第1号に定める者からの提案及び質問等に関する事
- (3) 藤沢市からの提案及び質問等に関する事

第5条 連絡会議の庶務は、藤沢市環境部環境保全部門が行う。

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議で協議して定める。

附則 この要領は、2011年（平成23年）3月29日から施行する。